

石油・天然ガス開発事業
推進に係る
政策要望

平成30年6月

石油鉱業連盟

目次

I. はじめに

1. 石油・天然ガスをめぐる環境・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 日本が直面するエネルギー確保に向けた課題・・・・ 2
3. 今次政策要望の基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II. 要望

1. リスクマネー供給等の機能・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 政府・JOGMECの事業運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3. 政府系金融機関の開発資金融資等・・・・・・・・・・・・ 8
4. 資源外交の強力かつ戦略的な推進・・・・・・・・・・・・ 9
5. 国内石油・天然ガス資源開発・・・・・・・・・・・・ 10
6. 石油・天然ガス開発技術とその応用技術の研究開発・ 12
7. 天然ガス利用拡大に向けた供給基盤の整備・・・・ 14
8. 石油・天然ガス開発税制・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

I. はじめに

1. 石油・天然ガスをめぐる環境

(1) 需給及び価格動向

原油価格は、OPEC・非 OPEC 諸国の協調減産を受けて、2014 年夏以降の低油価状況を脱し、米国シェールオイルの増産にも拘らず、高い減産順守率と中国、インド等の非 OECD 諸国の堅調な需要を背景として、さらに 2017 年末の協調減産の延長合意や同年 8 月の米国の対ベネズエラ経済制裁に伴う石油生産量の減少等による需給のリバランス、サウジアラビアの内政・外交姿勢がもたらす不安定感が意識され、2017 年後半から明らかな上昇傾向を示し、加えて米国発のイラン核合意からの離脱と経済制裁の発動、イスラエルでの大使館移転問題等、特に中東における地政学的リスクが顕在化したことから本年 5 月、ブレントオイルで一時 80 ドル/バーレルを超えた。その後の需給緩和観測により 6 月現在では 75 ドル/バーレル近辺で推移している。

今後、需給リバランスや地政学的リスクの増大などを背景に緩やかな上昇傾向を示すと思われるが、米国発の政策が及ぼす影響、上流投資の改善状況、協調減産の継続見通し、金融緩和政策の転換に伴う投機資金の動き等、予測し難い要因により、想定外の変動幅を示す可能性は残っている。

LNG については、2014 年までに最終投資決定が行われた多くのプロジェクトが稼働を開始したため当面供給過剰状況が続く見込みであるが、大気汚染問題への対応策が喫緊の課題である中国・インドなどの需要増により、供給過剰が想定より早期に解消される可能性がある。

(2) 低炭素社会への対応

地球環境問題については、「パリ協定」を受けた地球温暖化対策を加速する動きに関し、欧州での 2040 年を前後としたガソリン車とディーゼル車の販売禁止の動きなど、石油需要ピークの可能性について世界的な関心が高まった。世界的な低炭素化の社会的要請等を背景に、欧米石油メジャーは再生可能エネルギー、

天然ガス等に注力し、石油に過度に依存しない経営体質への構造転換を開始している。

低炭素化による水素や再生可能エネルギーの導入促進の一方、化石燃料は一次エネルギーの一定割合を占め続け、その重要性は依然として変わることはないと言われているが、上流企業においても低炭素化に伴い、ESG（環境・社会・企業統治）を意識した企業運営が求められるようになってきている。

2. 日本が直面するエネルギー確保に向けた課題

政府は、2018年5月の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会に「第5次エネルギー基本計画案」を上程した。石油、天然ガスともに第4次エネルギー基本計画の2030年に向けた基本方針等の骨格は維持され、一次エネルギー源における重要性の位置づけや政策の方向性を変えず、「自主開発比率目標である2030年に40%以上」も明記された。

また、2050年に向けたエネルギー転換への挑戦を新設し、再生可能エネルギーの主力電源化が、また水素については、2017年12月に策定した水素基本戦略等に基づき順次社会に実装していくことが同計画案に盛り込まれた。

資源確保はエネルギー安全保障の基本として位置づけられ、新興国の台頭等による我が国の相対的な交渉力の低下や国際需給の不安定化の顕在化を踏まえ、安定的に資源を確保するために資源供給国に加え資源需要国への施策も含めた総合的な政策推進が重要としている。

国産の石油・天然ガスについては、政府は2018年5月に「海洋基本計画」を改定し、国内資源開発推進のために、鉱業権者の新陳代謝を図り国内外の適切な開発事業者による民間主導の開発を進めるべく、同計画の実施計画である「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の改定に向けて着手した。

当連盟としても、我が国における最も安定した資源である国内石油・天然ガス開発の在り方及びその支援体制の再検討・再構築に関わる意見が同計画に反映されるよう検討を行っている。

3. 今次政策要望の基本認識

当連盟は、我が国のエネルギー・セキュリティー基盤を強化することの重要性に鑑み、原油価格動向、世界的な資源獲得に向けた動き、内外石油・天然ガス開発への政府政策などを注視しつつ、中長期的な視野を持って、エネルギー安定供給の確保に資するべく、当連盟会員企業の意見が政策に反映されるよう、各方面に要望活動を行っている。

近年の油価低迷により 2015 年及び 2016 年の世界の石油・天然ガス投資は 2 年連続で縮小した。この間、欧米石油メジャーは人員削減や保有資産の整理売却を行いつつ、保有資産整理とコスト削減を含む収益性向上に注力し、投資には慎重な姿勢を保持していたが、油価回復の流れの中で資産買収や開発投資に向けた動きを再開しつつあり、中国、インド等は投資に前向きな姿勢を示している。

油価回復を追い風として資源獲得競争は今後活発化する可能性が高く、一方で、産油・産ガス国の資源ナショナリズムは強く、残された探鉱ポテンシャルは限られ、プロジェクトの技術的難易度や事業リスクが増加していること、環境問題に起因する世界銀行の上流事業への 2019 年以降の融資停止等、上流事業を巡る事業環境は依然として厳しい状況にある

本邦民間企業による自主開発促進による埋蔵量と生産量の拡大には、石油・天然ガスの供給ソースの多様化等を図るという国の方針の下、各企業が以下の取り組みを念頭においた経営戦略を描き、バランスのとれた資源アセットの積み増しを目指すことが極めて重要であるとともに、JOGMEC 等を通じた国からのリスクマネーや開発資金等の供給、必要な予算措置の拡充を通じた国による更なる支援と資源確保戦略における官民一体となった協力体制の強化が必要不可欠であると認識する。

1. 権益取得・企業買収による戦略的な油・ガス田資産の構築
2. AI、IoT の活用を含むコスト削減・生産性向上に資する技術革新
3. 環境対応を伴う技術力・経済性の両面での国際競争力強化

このような状況において、当連盟は本年度の政策要望をとりまとめた。当連盟の意図するところをご理解いただき、政策に反映されることをお願いする。

II. 要望

1. リスクマネー供給等の機能

(1) 改正 JOGMEC 法の的確な運用

本邦上流企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さく、資源開発における技術的難易度の高度化・複雑化に加え、新興国等の国営石油企業との競争がますます激化しており、国際競争力の強化が喫緊の課題である。

国内外の探鉱活動を促進するため JOGMEC を通じたリスクマネー供給等の政策支援が行われているところであるが、大きな外部環境の変化に直面する中で中長期的な視点でのエネルギー・セキュリティの確保を目指すため、2016年11月の JOGMEC 法の改正により、開発案件及び企業買収を含む機動的な権益取得活動への支援策が強化された。

2017年度は同法の運用初年度であったが、油価回復を追い風に、本邦民間企業の業績も改善の方向にあり、探鉱案件、株式取得に伴う資産買収、開発出資の各案件が採択されるに至った。これらの新機能等を、民間として今後とも有効に活用するためにも、以下の施策の実現を強く要望する。

1) 出資機能

①企業買収及び開発案件に対する出資

JOGMEC 法改正に伴い、JOGMEC の案件採択審査において、外部専門家による資産評価や第三者委員会による審査を追加するなど、審査・ガバナンスの強化が図られた。これらの出資採択審査・手続き、その具体的運用等に関し、民間のニーズを踏まえた上で柔軟かつ円滑に取り進められることを要望する。

特に、既存開発案件に対する JOGMEC 出資の適用により、民間としては限定されるキャッシュフローの中から、より多くの資金を企業買収・資産買収等の新たな資産獲得に振り向けることが可能となり、さらにそれらの案件に対しても JOGMEC 出資を活用することで、日本にとっての優良資産獲得の機会拡大に

繋がるものとする。

② 開発・生産段階の資産買収に対する出資の高率（75%）適用

資産買収について、埋蔵量に関する数量要件以外のオペレーターまたは準オペレーターといった条件については、探鉱案件と同様、一定の要件を充足する場合は、ノンオペレーター案件でも高率出資制度（上限 75%）が適用しうるよう要望する。

③ 探鉱・開発・企業買収・資産買収案件への出資のための必要十分な原資の確保

既採択プロジェクトに対するスケジュール通りの出資実行とともに、新規案件採択が機動的に行われるよう、必要十分な原資（JOGMEC による資金支援枠）の確保を要望する。具体的には、資産買収、企業買収出資、開発出資も含めて、政府予算の獲得を通じた資金手当てを行うこと、JOGMEC 保有株式の売却収入や受取配当等を新たな JOGMEC 出資原資に振り向けることや、政府保証付民間借入等の機動的な活用等によって、民間のニーズに対応するために必要十分な原資を確保することを要望する。

④ 出資対象となる事業資金範囲の拡大

国際協力銀行協調融資の利払い及び債務保証料の民間部分並びに販管費を含む「事業に必要な資金」の 50%（一定の条件のもと 75%）を出資対象とするよう制度を見直すことを要望する。

2) 債務保証機能

① 保証料率の引下げ及び料率算定体系の見直し

昨今の開発案件のリスクが相当程度まで軽減されていることに鑑み、債務保証基準料率（現行 0.8%/年）をリスクに見合った水準に引き下げることを要望する。また、保証額による料率逡増や非出資案件に対する料率加算等について、リスクの度合いとの合理性の観点から見直すことを要望する。

② 保証対象となる事業資金範囲の拡大

国際協力銀行協調融資の利払い及び債務保証料の民間部分並びに販管費を含む「事業に必要な資金」の 50% (一定の条件のもと 75%) を保証対象とするよう制度を見直すことを要望する。

③ 債務保証枠の確保と採択基準の弾力的運用

開発資金に対する JOGMEC の債務保証枠を安定的に十分確保する（保証料収入の基金組入れを含む）とともに、油価低迷が JOGMEC の採択審査基準に影響し、それが開発移行の断念や先送りにつながってしまうことのないよう、債務保証及び出資採択審査基準を弾力的に運用することを要望する。

④ 追加債務保証採択

石油・天然ガス開発事業に特有の地質的・経済的・政治的リスクの顕在化や油価低迷の影響を受けて、既債務保証採択プロジェクトにおいても追加借入れが必要となった際に、追加債務保証が可能となるよう制度を柔軟に運用することを要望する。

3) その他の JOGMEC 支援機能

① 産油国協力事業等技術支援事業、海外地質構造調査、直接利権取得制度等の拡充

将来の権益取得を目指し、産油国側のニーズ等に応じて、上記制度を積極的に運用・拡充することを要望する。

② 操業現場技術支援事業の拡充

プロジェクトの経済性向上のためには、抜本的な技術開発の重要性が高まっており、また、日本企業の技術力を高めるためにも、一件あたりの事業規模拡大に向けた本制度に対する予算拡充を要望する。

③ E&P 関連人材育成

日本の E&P 技術者全体の技術力水準向上の為、新卒技術者の合同研修の場・機会の設定を始め、本邦業界全体として若手技術者へのスキルの継承を拡充すべく、TRC を保有する JOGMEC が引き続き支援・協力することを要望する。

2. 政府・JOGMEC の事業運営

(1) 民間主導原則の維持

政府・JOGMEC は出資先会社に対して民間主導の原則を従来どおり維持することを要望する。

(2) 採択基本方針・審査基準運用の透明性及び手続きの迅速性の確保

案件の採択にあたっては、我が国のエネルギーの安定的・効率的な供給確保の意義が認められる有望案件を広く採択対象とするよう要望する。

また、制度運用にあたっては、透明性を担保した厳正な審査を前提としつつ、迅速化と一層の効率化を図り、ビジネス実態に応じた利用しやすい制度となることを目指し、民間企業の要望を聴取して反映していくことに加え、今後とも大きな油価変動が起こりうる可能性を考慮し、案件評価時における適用油価については柔軟な対応をして頂くよう要望する。

(3) 保有株式の主要民間株主等への売却

1) 政府に引き継がれた旧石油公団保有株式の売却にあたっては、先買権の取り扱いに関する旧石油公団保有資産売却時の扱い（旧石油公団時代からの合意・了解事項を含む）に準じて、適切に売却されることを要望する。

2) JOGMEC に引き継がれた旧石油公団保有株式及び JOGMEC の追加出資、並びに今後 JOGMEC が採択・出資するプロジェクト会社の株式については、JOGMEC の新規採択案件における出資基本契約に明記された原則に基づき、開発移行が決定され、民間企業が要望する場合には適切に売却されることを要望する。

(4) JOGMEC の評価

JOGMEC の評価にあたっては、長期的な観点に立ち、高いリスクに挑戦する民間企業の支援を行う JOGMEC の役割が十分に機能することを要望する。

3. 政府系金融機関の開発資金融資等

(1) 融資枠の確保

巨額の資金を必要とする石油・天然ガス開発事業にとって、国際協力銀行の政策融資制度は、極めて重要かつ不可欠な役割を果たしており、良好な開発権益取得に迅速に対応し、またプロジェクトの巨大化等を踏まえ、円滑な資源金融機能が発揮されるよう、十分な融資枠の確保を要望する。

(2) 返済条件の弾力化

石油・天然ガス開発事業に特有の地質的・経済的・政治的リスクを踏まえ、対象プロジェクトの着実な実施を図るために、必要に応じて返済条件の弾力的な運用を要望する。

(3) 産油国に対する資金協力

近年では海外権益取得等に際して、産油国政府・国営石油会社等から様々な資金協力（開発費負担、関連インフラ整備等）が要求されている。権益付与が実質的に資金協力とパッケージとなる場合は、政策金融による積極的対応を要望する。

(4) 国内石油・天然ガス開発資金利子補給金制度

国内石油・天然ガス開発等に伴う、開発事業者の金融機関からの借入金に対する利子補給制度については、引き続き需要に見合った予算枠の確保を要望する。

(5) 日本貿易保険による保険引き受け

「資源エネルギー総合保険」が広く活用されるために、個別のプロジェクトに応じた相談への積極的対応、カントリーリスクに対する弾力的な対応を要望する。

(6) 関係機関間の連携強化

厳しい資源獲得競争の中で民間企業が新規有望鉱区を獲得、開発していくためには、関係公的機関からの支援パッケージ（出資、融資、保証・保険）がタイムリーかつ柔軟に構築されることが不可欠であり、JOGMEC、国際協力銀行、日本貿易保険等の関係機関間における情報共有、案件対処方針協議等の連携強化を要望する。

4. 資源外交の強力かつ戦略的な推進

(1) 資源供給国及び消費国との関係強化

2017年度は官民が一体化した取り組みが奏功し、国際石油開発帝石によるアラブ首長国連邦における権益取得と保有する権益期限の延長が成就した。

「第5次エネルギー基本計画案」においても2030年に向け、資源確保はエネルギー安全保障の基本として位置づけられ、引き続き安定的な資源確保のための資源供給国と消費国の双方に向けた総合的な政策推進が重要としている。

このような資源確保の政策は、民間企業による新規の権益取得はもとより、既存の探鉱開発事業を円滑に推進していくための基本的な支援として非常に重要な役割を果たしており、既に我が国と資源面で関係を有する産油国との間では多面的な関係強化・深化を図るとともに、新たな資源供給国との間では長期的な視点に立った関係構築を目指して、我が国への資源エネルギーの一層の安定供給を図るため、従前にも増して強力かつ戦略的に推進されることを要望する。

特にLNGについては2017年10月18日に東京でのLNG産消会議において、経済産業大臣がアジアでのLNG投資を支援するため、1兆円規模のファンドを創設すること、LNG利用拡大のためのLNG関連人材を育成することの方針を表明した。

今後の天然ガス需要拡大を踏まえ、産ガス国のみならず消費国との連携を強化し、柔軟で流動性のあるLNG市場の発展を後押しすることに資する、このような政策の推進を要望する。

(2) 産油国を対象とする投資促進、開発支援等の事業の推進

産油国との関係強化を図るため、投資案件形成に資する調査支援、石油・天然ガス開発分野の共同研究・人材交流・受入研修、本邦民間企業の協力事業への支援等の実施の継続・拡充を要望する。

(3) LNG 事業発掘に係る事前調査費予算の拡充

産油国側から本邦民間企業を通じて要請される石油・天然ガス開発分野に関する各種調査研究事業への支援に加えて、新規 LNG 事業発掘を産油国に提案するために民間企業が行う事前調査事業への支援を要望する。

5. 国内石油・天然ガス資源開発

(1) 国内石油・天然ガス資源開発の促進

国産の石油・天然ガスについては、日本の供給全体に占める割合は僅か（2016年度において原油 0.3%、天然ガス 2.4%）であり、既存油ガス田の減退傾向が見られるが、小資源国である我が国における最も安定した資源であることにより、これを確保するために陸域及び本邦周辺海域の探鉱・開発を促進し、自給率の向上に資することは重要な政策課題である。また、その操業基盤は、我が国企業が海外において事業を推進していく上での技術力向上に大きく貢献している。我が国が内外の石油開発を推進する上での技術的・経営的基盤形成の場としても重要な役割を担っていることから、その促進を要望する。

(2) 国内石油・天然ガス基礎調査の促進

政府はこれまでの「海洋基本計画」に基づき基礎物理探査については 6,000 km²/年の目標を概ね達成し、10年間の合計で約 6.2 万 km²の 3次元物理探査を実施した。また、基礎試錐については、2016年の国際石油開発帝石の島根県及び山口県沖合における掘削調査でガスの胚胎を確認し、また 2019年には石油資源開発による日高沖での事業実施が決定している。

政府においては国内資源開発推進のために、「改正鉱業法レビュー」の実質的取

りまとめ作業を終了し、鉱業権者の新陳代謝を図り国内外の適切な開発事業者による民間主導の開発を進めるべく、「海洋基本計画」を改定し同計画の実行計画である「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の改定に着手している。

本年度改定された「海洋基本計画」では日本周辺の海域における探鉱活動を推進するため、2019年度以降も引き続き、三次元物理探査船を使用した国主導での探査（おおむね5万km²/10年）を機動的に実施するとともに、探査船の民間企業による積極的活用、世界水準の機器・技術の導入も含めた体制構築を進め、有望な構造への試掘機会を増やすための検討を行うとある。

「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の改定にあたっては国内探鉱を一層促進する施策の一環として、基礎試錐および民間が行う試掘への補助金制度の導入を含む具体的な制度設計の改定を行うに際し、当連盟加盟企業等との緊密な意見交換・意思疎通を図るとともに、我が国における地質ポテンシャル評価、民間事業者の実情及び特定区域制度等の鉱業法の運用状況等を総合的に勘案しつつ、官民双方のニーズに合致し且つ確実に開発促進の実効性向上に資する制度とすることを強く要望する。

また、基礎物理探査については、新たな三次元物理探査船の導入に加え、その仕様と運航体制を民間のニーズを踏まえつつ確立するとともに、探鉱ポテンシャルは高いものの三次元物理探査船によっても調査実施が困難な「水深20m以浅を含む沿岸海域」等における基礎調査も可能となる機動的な調査方式・体制を整備し、多角的な基礎調査を実施して頂くことを要望する。

（3）東シナ海における資源開発に向けた環境整備と大陸棚延長申請のフォローアップ

東シナ海の我が国排他的経済水域において資源の探鉱開発が安全確実に実施できるよう、適切な環境整備が行われることを要望する。

また、国連の「大陸棚の限界に関する委員会」に提出されていた200海里を超える大陸棚延長の申請に関しては、2012年4月の同委員会勧告で四国海盆海域や小笠原海台海域等4つの海域が認められ、広大な海域に及び、経済社会の新たな

成長基盤を構築することが期待される。この勧告で先送りにされた九州パラオ海嶺南部海域についても、今後とも必要なフォローアップが継続されることを要望する。

(4) 改正鉱業法の合理的運用

2017年2月に政府による「改正鉱業法レビュー」の実質的とりまとめ作業を終了した改正鉱業法については、未処理出願や未着業鉱区の白地化等に関し、実効性を伴った国内探鉱・開発の促進を図る観点から、民間企業の意向を十分に踏まえた運用が行われることを強く要望する。

6. 石油・天然ガス開発技術とその応用技術の研究開発

(1) CCS（二酸化炭素地中貯留）実施体制の確立と早期実施

CCSは、温室効果ガス（GHG）の大規模固定を可能とする手段として注目され、二酸化炭素の主要な削減技術として位置づけられている。2008年5月に設立された「日本CCS調査株式会社」は、現在、当連盟会員会社を含む民間35社の株主のもとで、積極的に活動を行っている。2016年4月からは年間10万トン以上の二酸化炭素地中貯留を目標に貯留層への圧入が開始され、二酸化炭素の貯留層内での挙動を観測すること等を通してモニタリングを実施している。2017年11月に貯留量が累計10万トンを超えた。引き続き、CCS技術の確立、年間100万トン規模の貯留地の選定と事業化、並びに国内外における同様なプロジェクトも含めて、積極的に取り組むための十分な予算枠の確保を要望する。

(2) 二酸化炭素圧入による石油増進回収（CO₂-EOR）

石油の回収率向上を目指すとともに、二酸化炭素地下貯留により地球温暖化防止にも貢献するCO₂-EORに関して、JX石油開発と現地発電事業会社によるコンソーシアムが推進している米国のCO₂-EOR商業プロジェクトにおいて、2017年1月に三菱重工の技術を採用したCO₂回収プラントが運転を開始し、10月には回収量累計100万トンを達成した。産油国におけるCO₂-EOR導入など、石油増進

回収と二酸化炭素の削減に資する同様のプロジェクトを積極的に支援する制度の整備、ならびに制度の強化を要望する。

(3) メタンハイドレート開発

非在来型天然ガス資源のひとつであるメタンハイドレートについては、2013年3月に砂層型メタンハイドレートを対象に東部南海トラフ海域における海洋産出試験においてガスの産出が確認された。これを受けて、2014年10月には、当連盟会員会社を含む11社により「日本メタンハイドレート調査株式会社」が設立され、2017年4月から7月には、同社がオペレーターを受託した第2回海洋産出試験が実施された。また、表層型メタンハイドレートに関しては、日本海側を中心に調査が行われ、1700以上のガスチムニー構造が確認されている。

2018年5月に閣議決定された「海洋基本計画」でもメタンハイドレートについては、我が国のエネルギー安定供給に資する重要なエネルギー資源として、砂層型については平成30年代後半に民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトを開始するとの前計画からの目標は維持され、民間企業が事業化する際に必要となる技術、知見、制度等を確立するための技術開発を行うこととしている。さらに表層型では回収・生産技術の調査研究に着手しており、有望な手法が見つかった場合には研究対象を絞り込み、商業化に向けた更なる技術開発を推進するとしている。かかる進捗状況を踏まえ、これらの取り組み等を国が引き続き先導して促進することを要望する。

(4) 地熱開発

「第5次エネルギー基本計画案」において再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取り組みが盛り込まれた。当連盟会員会社が保有する石油開発における掘削技術等の活用により貢献できる地熱開発に関して、投資リスクの軽減、掘削成功率や掘削効率の向上に資する技術開発等、JOGMECにおける地熱開発支援の推進を要望する。また、地熱開発におけるアセスメント等の期間・手続きの短縮と、試掘・開発を早期に且つ円滑に進めるための法律・制度の整備を要望する。

7. 天然ガス利用拡大に向けた供給基盤の整備

(1) 天然ガス供給基盤整備のための支援拡充

天然ガスは環境負荷が少ないクリーンなエネルギー源であり、東日本大震災以降、その安定供給確保の重要性はより一層高まっている。安定的かつ低廉な天然ガス供給を確保するためには、枯渇ガス田の活用による天然ガスの地下貯蔵及び当該設備につながるガスインフラネットワークの形成等が有効な手段と考えられている。そのための LNG 気化ガスの地下貯蔵に係る法整備、枯渇ガス田の更なる活用に係る検討を推進するとともに、天然ガスの利用拡大に必要な幹線パイプラインネットワーク等の供給基盤の整備に向けた支援措置の拡充・創設を要望する。

一方、2017年4月に施行された改正ガス事業法において、全ての導管事業者に対し導管の相互接続に係る努力義務が課されたが、国が接続のための協議の開始を命じる場合等には、接続費用算定メカニズムの透明化を前提として、当該接続の費用回収等の可能性を含めた慎重な対応を要望する。

(2) ガスシステム改革における適切な制度運用

ガス小売事業の全面自由化を柱とする改正ガス事業法が施行されたが、その運用に際しては、一般ガス導管事業と特定ガス導管事業が制度として区分された背景を十分に考慮頂き、特に、届出事業である特定ガス導管事業者に対する必要以上の規制が求められ、結果的に無用の事務コスト負担の増加等に繋がるようなことのないよう、丁寧な対応を要望する。

8. 石油・天然ガス開発税制

石油・天然ガス資源の自主開発を促進するためには、税制上の支援制度が必要不可欠であるため、以下の税制の維持・存続等を要望する。

(1) 減耗控除制度（租税特別措置法 58 条、同 59 条）の維持・存続

(2) 海外投資等損失準備金制度（租税特別措置法 55 条）の維持・存続

- (3) 石油・天然ガス開発に係る国際二重課税排除の拡充
- (4) 油田・ガス田廃鉱準備金制度の創設
- (5) 石油及び可燃性天然ガスに係る鉱区税の軽減税率の維持

以 上

石油鉱業連盟

石油資源開発株式会社
国際石油開発帝石株式会社
三井石油開発株式会社
出光興産株式会社
三菱商事石油開発株式会社
伊藤忠石油開発株式会社
ジャパン石油開発株式会社
ペトロサミット石油開発株式会社
日本海洋石油資源開発株式会社
J X 石油開発株式会社
サハリン石油ガス開発株式会社
アルファ石油株式会社
サウル石油株式会社
日揮株式会社
コスモエネルギー開発株式会社
帝石コンゴ石油株式会社
太陽石油株式会社
日本カナダ石油株式会社

大陸棚委員会

出光興産株式会社
国際石油開発帝石株式会社
J X 石油開発株式会社
石油資源開発株式会社
日本海洋石油資源開発株式会社
三井石油開発株式会社
三菱ガス化学株式会社